

業務取扱要領

25001－26000 特例納付保険料関係

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

25001－ 26000	第1 特例納付保険料	1
25001－ 25010	1 特例納付保険料	1
25001	(1) 概要	1
25011－ 25020	2 労働保険関係の確認	1
25011	(1) 労働保険関係の確認	1
25012	(2) 特例納付保険料の計算	3
25013	(3) 特例納付保険料の納付勧奨	5

25001-26000 第1 特例納付保険料

25001-25010 1 特例納付保険料

25001 (1) 概要

事業主が被保険者資格の届出を行わなかったことにより、雇用保険に適用されていなかった者について、被保険者資格の確認を行う日の2年前の日よりも前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかったことにより所定給付日数が短くなる等の不利益が生じないようにするため、保険料の天引きがあったことが確認できる最も古い時期まで被保険者期間や所定給付日数を決定する算定基礎期間等に算入することができることとされている（法第14条第2項第2号、第22条第5項）ことから、確認を行う日の2年前の日よりも前の日を取得日として被保険者資格の確認を行うことができる（23501参照）。

しかしながら、当該労働者を雇用していた事業主が、必要な保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、事業主が保険料を納付していないにもかかわらず失業等給付が支給されることとなるため、当該事業主は、保険料の徴収時効である2年経過後においても、保険料が納付できることとされており、雇用保険制度の健全な運営を確保する観点からも、厚生労働大臣（安定所）は、当該事業主に対して、保険料の納付勧奨を行わなければならないこととされている（徴収法第26条）。

25011-25020 2 労働保険関係の確認

25011 (1) 労働保険関係の確認

イ 被保険者資格の確認を行う日の2年前の日よりも前の期間について取得処理を行うこととした事業主については、次のような労働保険関係の事項について聴取し、成立届事業主控等可能な限り確認書類を求めつつ確認する。

(イ) 事業所名、所在地、電話番号、事業の概要

(ロ) 労働保険番号、保険関係成立年月日、事業の開始年月日、保険関係廃止年月日、保険料の納付状況

(ハ) 過去の労働保険関係の遍歴

a (都道府県を跨ぐ) 事業所移転の有無、その時期、移転前の所在地

b 事務組合への委託の有無、その時期、委託事務組合

c 過去の労働保険関係ごとの保険料の納付状況

ロ 事業主から確認した労働保険関係について、労働保険関係書類の他、ハローワークシステム等による確認を行っても、なお、被保険者資格の確認を行った日の2年前の日よりも前の期間において被保険者であった期間とされた期間において、労働保険関係の成立に係る手続きを行っていない期間があると疑われる場合には、イにより確認した内容を記載した確認依頼票（様式例は次頁のとおり。）により、当該事業主の労働保険関係について、労働局適用徴収部門に照会する。

保険関係確認依頼票

労働保険関係について、事業主から、以下のとおり確認しました。当該事業所における労働保険関係について、確認願います。

安定所： 担当官： 連絡先：

(照会欄)

事業所	名称(漢字)			
	名称(カナ)			
	所在地			
	(上記以外に考えられるもの)			
	電話番号			
	事業の概要			
保険関係	<input type="checkbox"/> 直近の保険関係			
	労働保険番号		保険料の納付状況	完納・未納あり
	成立年月日(事業開始年月日)		年 月 日	(年 月 日)
	廃止年月日	年 月 日	※廃止している場合のみ記入	
	<input type="checkbox"/> 保険関係の遍歴			
	(都道府県を跨ぐ事業所移転) ※移転している場合のみ記入			
	移転年月日	年 月 日		
	移転前所在地			
	移転年月日	年 月 日		
	移転前所在地			
	(労働保険事務組合への委託) ※委託している場合のみ記入			
	委託年月日	年 月 日	解除年月日	年 月 日
	事務組合名称			
委託年月日	年 月 日	解除年月日	年 月 日	
事務組合名称				
備考	(保険関係の遍歴中の保険料の納付状況等)			

照会のあった事業所における労働保険関係について、以下のとおり確認しました。

担当官： 連絡先：

(回答欄) ※該当する回答に○を付す

<input type="checkbox"/>	労働保険関係の成立届があったことが確認された
成立届があった最も古い日	年 月 日
事業が廃止された直近の日	年 月 日 ※廃止している場合のみ記入
(上記の期間中に成立届を行っていなかった期間) ※該当する場合のみ記入	
年 月 日 から 年 月 日 まで	
<input type="checkbox"/>	労働保険関係の成立届があったと考えられる候補があった(候補一覧は別に添付)
<input type="checkbox"/>	労働保険関係の成立届はなかった

- 二 事業主から、労働保険関係の成立に係る手続を一切行っていないことを確認した場合には、当該事業主の労働保険関係について、労働局の適用徴収部門に照会することは要せず、被保険者資格の確認を行った日の2年前の日よりも前の期間において被保険者であった期間とされた期間を通じて、保険関係成立の届出が適正に行われていなかったものとして取り扱う。なお、当該事業所については、未手続事業として、速やかに、労働局の適用徴収部門に通報する。

25012 (2) 特例納付保険料の計算

イ 25011により確認した労働保険関係をもとに、次のとおり、遡及適用期間における特例納付保険料を計算する（徴収則第56条参照）。

- (イ) 被保険者資格の確認を行う日の2年前の日よりも前の期間について被保険者であった期間を確認した際の給与明細等の確認書類に基づき確認される「給与明細等の確認書類により雇用保険料の天引きがあったことを確認できる最も古い月の賃金」と「給与明細等の確認書類により雇用保険料の天引きがあったことが確認できる直近の月の賃金」との合計額を2で除した額を算出する。

なお、雇用保険料の天引きがあったことが確認できるすべての月の賃金が明らかである場合には、当該賃金の和を当該月数で除した額を算出することとなるので、特例納付保険料の計算に先立ち、事業主に対して、雇用保険料の天引きがあったことが確認できるすべての月の賃金が明らかとなるかどうか確認を行う。

- (ロ) (イ)により算出した額に、被保険者資格の確認を行った日の2年前の日よりも前の期間において被保険者であった期間とされた期間（25011により確認した労働保険関係から、被保険者であった期間とされた期間のうち、保険関係成立の届出が適正に行われていた期間及び労働保険料の認定決定する際の労働保険料の額の算定対象期間(*)がある場合には、被保険者であった期間とされた期間から当該期間を除した期間。）に係る月数（このとき、各期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。）と被保険者資格の確認を行った日の2年前の日よりも前の期間において被保険者であった期間とされた直近の日における雇用保険料率を乗じた額を算出する。・・・基本額

(*) 未手続事業において在職中の者が遡及確認された場合には、当該確認を行った日の属する年度の2年度前の初日（4月1日）以降の期間が被保険者であった期間とされた期間から除すべき期間となる。なお、この場合にあっても、賃金の計算に当たっては、上記(イ)に示すとおり。

- (ハ) (ロ)により算出した額に百分の十を乗じた額を算出する。・・・加算額

(ニ) (ロ)により算出した額と(ハ)により算出した額の合計額を特例納付保険料とする。

- (ホ) 特例納付保険料の基本額、加算額それぞれの計算に当たり、1円未満の端数が

生じた場合には、その端数は切り捨てる（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条第2項参照）。

（例1）

- 雇用保険料の天引きがあったことが確認できる最も古い月の賃金：180,000円
- 雇用保険料の天引きがあったことが確認できる直近の月の賃金：200,000円
- 被保険者であった期間とされた期間：平成3年9月26日～平成3年12月31日
- 保険関係成立の届出が適正に行われていた期間：平成3年10月1日～平成3年11月30日
- 天引きがあったことが確認できる直近の月の雇用保険料率：14.5/1,000

（基本額の計算）

- a 最も古い月の賃金と直近の月の賃金との合計額を2で除した額
$$(180,000円 + 200,000円) \div 2 = 190,000円$$
- b 被保険者であった期間とされた期間①から保険関係成立の届出が適正に行われていた期間②を除した期間に係る月数③
① 平成3年9月26日～平成3年12月31日 → 3月と余日 → 3月（1月未満の端数切り捨て）
② 平成3年10月1日～平成3年11月30日 → 2月
③ ①－② = 1月
- c aにbと天引きがあったことが確認できる直近の月の雇用保険料率を乗じた額
$$190,000円(a) \times 1月(b) \times 14.5/1,000 = 2,755円 \dots \text{基本額}$$

（加算額の計算）

- ・ 基本額に10/100を乗じた額
$$2,755円(\text{基本額}) \times 10/100 = 275円(1円未満の端数切り捨て) \dots \text{加算額}$$

（特例納付保険料の計算）

- ・ 基本額と加算額との合計額
$$2,755円 + 275円 = 3,030円$$

（例2）未手続事業において在職中の者が遡及確認された場合

- 雇用保険料の天引きがあったことが確認できる最も古い月の賃金：199,999円
- 雇用保険料の天引きがあったことが確認できる直近の月の賃金：200,000円
- 被保険者であった期間とされた期間：平成19年10月1日（雇用保険料の天引きがあったことが確認できる最も古い日）～平成20年9月30日（雇用保険料の天引きがあったことの確認を行うことによる遡及確認を行った日の2年前の日の前日）
- 保険関係成立の届出が適正に行われていた期間：平成20年4月1日（労働局の適用徴収部門における職権成立日）～平成20年9月30日（雇用保険料の天引きがあったことの確認を行うことによる遡及確認を行った日の2年前の日の前日）
- 天引きがあったことが確認できる直近の月の雇用保険料率：15.5/1,000

（基本額の計算）

- a 最も古い月の賃金と直近の月の賃金との合計額を2で除した額
$$(199,999円 + 200,000円) \div 2 = 199,999.5円$$

b 被保険者であった期間とされた期間(①)から保険関係成立の届出が適正に行われていた期間(②)を除いた期間に係る月数(③)

① 平成19年10月1日～平成20年9月30日 → 12月

② 平成20年4月1日～平成20年9月30日 → 6月

③ ①-② = 6月

c aにbと天引きがあったことが確認できる直近の月の雇用保険料率を乗じた額

$199,999.5円(a) \times 6月(b) \times 15.5/1,000 = 18,599円$ (1円未満の端数切り捨て)

…基本額

(加算額の計算)

・ 基本額に10/100を乗じた額

$18,599円(基本額) \times 10/100 = 1,859円$ (1円未満の端数切り捨て) … 加算額

(特例納付保険料の計算)

・ 基本額と加算額との合計額

$18,599円 + 1,859円 = 20,458円$

25013 (3) 特例納付保険料の納付勧奨

イ 特例納付保険料を納付できる事業主については、次の事項を記録できる納付勧奨対象事業主名簿に登録する。

(イ) 事業主に関すること

事業主名称、所在地、電話番号

(ロ) 遡及処理に関すること

遡及処理年月日、遡及期間、遡及取得被保険者氏名

(ハ) 労働保険関係に関すること

労働保険関係成立の有無、労働保険番号

(ニ) 納付勧奨に関すること

特例納付保険料の額、勧奨履歴、納付の申出の有無、申出の年月日

なお、納付勧奨対象事業主名簿については、事業所名称等の変更について随時反映させるほか、安定所の管轄を跨ぐ移転があった場合については、移転先安定所に移管するなど適切に管理する。

ロ 特例納付保険料の納付勧奨は、特例納付保険料を算出した後、速やかに（被保険者資格の確認を行った日において労働保険関係の成立届を行っていなかった事業主については、労働局適用徴収部門から労働保険番号について連絡を受けてから納付勧奨を行うこと。）、納付勧奨対象事業主に対し、文書による納付勧奨を行う（納付勧奨文書の様式例は以下に示すとおり。）。
[Redacted]
[Redacted]

ハ

ニ 特例納付保険料の納付の申出は、文書により受け付ける（納付申出書の様式例は

次のとおり。)。なお、安定所は、あくまでも納付勧奨のみを行うものであって、事業主から直接現金を受け取らないよう留意する。

ホ 納付勧奨対象事業主から、納付の申出書を受理した場合には、納付勧奨文書の写しを添付して、労働局適用徴収部門に回付する。以後の特例納付保険料の債権管理は、労働局適用徴収部門で行うこととなる。

〇〇 〇〇 殿

〇〇公共職業安定所長

特例納付保険料の納付について（納付勧奨）

今般、平成〇年〇月〇日に、〇〇〇〇様（事業主）において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）（以下「徴収法」という。）第32条第1項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額が、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、〇〇〇〇様（被保険者）に支払われた賃金から控除されていることが確認されました。

また、〇〇〇〇様（事業主）については、平成〇年〇月〇日以前を雇用保険の保険関係成立日とする徴収法第4条の2第1項の規定による届出がなされていないこと、また、平成〇年〇月〇日に雇用保険の保険関係が消滅していたことが確認されました。

このため、〇〇〇〇様（事業主）は、徴収法第26条第1項に規定する特例納付保険料を納付することができますのでお知らせするとともに、特例納付保険料の納付を勧奨することとしたところです。

つきましては、「納付申出書」（別紙1）により、下記に掲げる特例納付保険料（詳細については、別紙2参照。）の納付をお申し出いただきますよう、お願い申し上げます。

記

特例納付保険料	円
加 算 金	円
合 計	円

（お問い合わせ先）
〇〇公共職業安定所
担当：〇〇 〇〇
電話：000-000-0000

(別紙1)

特例納付保険料納付申出書

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、特例納付保険料000,000,000円を納付することを申し出ます。

○ 特例納付保険料内訳

特例納付保険料	円
加 算 金	円
合 計	円

〇〇労働局長 殿

平成〇年〇月〇日

住 所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	
名 称	
氏 名 (法人のときは代表者の氏名)	(記名押印又は署名)
電 話 番 号	
労 働 保 険 番 号	

特例納付保険料の算定

I 雇用保険料の賃金控除

- (1) 賃金控除から確認された被保険者であった期間（「賃金控除が確認された直近の日」が「賃金控除等を確認した日の2年前の日」以後である場合には「賃金控除が確認された最古の日」から「賃金控除等を確認した日の2年前の日の前日」までの期間）

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（○年○月）（1月未満は切り捨て）

- (2) 賃金控除が確認された最古の月の賃金

000,000円（平成○年○月の賃金）

- (3) 賃金控除が確認された直近の月の賃金

000,000円（平成○年○月の賃金）

雇用保険料の天引きがあったことが確認できるすべての月の賃金が明らかである場合には当該賃金

II 労働保険関係

- (1) 労働保険関係成立届の保険関係成立日（未手続事業である場合には労働局の適用徴収部門において労働保険関係を職権成立させた日）

平成○年○月○日

- (2) 事業廃止日（未手続事業である場合には賃金控除等を確認した日の2年前の日の前日）

平成○年○月○日

- (3) 労働保険関係の成立の届出が適正に行われていた期間（(1)から(2)まで）

○年○月（1月未満は切り捨て）

III 特例納付保険料の対象期間（Iの(1)とIIの(3)との差）

○年○月（Iの(1)の期間とIIの(1)から(2)までの期間が重複していない場合にはIの(1)の期間）

IV 特例納付保険料の保険料率（賃金控除が確認された直近の日における雇用保険料率）

1000分の00

V 特例納付保険料（(I(2)+I(3))÷2(*)×III×IV）

000,000,000円（1円未満は切り捨て）

- (*) 雇用保険料の天引きがあったことが確認できるすべての月の賃金が明らかである場合には当該賃金の和を当該月数で除した額

VI 加算金（V×10÷100）

00,000,000円（1円未満は切り捨て）

◎ 特例納付保険料とは

- ・ 事業主の方は、原則として、労働者の方を雇っている場合には、労働保険の成立届を行い、雇用する労働者の方に係る労働保険料を納付しなければなりません。
- ・ このため、2年を超えて加入手続を行った労働者の方について、本来納付していただくべきであった労働保険料を納付することができるよう、特例納付保険料制度が設けられています。
- ・ 事業主の方は、公共職業安定所からの納付勧奨を受けて、納付の申出を行っていただくことにより、本来納付していただくべきであった労働保険料に相当する額に10%を加算した額を、特例納付保険料として納付することができます。

◎ 特例納付保険料の納付までの流れ

1 納付勧奨状の送付

- ・ 事業主の方に、公共職業安定所から、納付勧奨状を送付し、納付勧奨を行います。

2 納付申出書の提出

- ・ 事業主の方は、納付申出書を、公共職業安定所を経由して管轄の労働局長あてに提出していただくことにより、特例納付保険料を納付することができるようになります。

3 納入告知書の送付

- ・ 事業主の方から送付された納付申出書を受けて、労働局から、納入告知書を送付し、事業主の方に、納付していただくべき特例納付保険料の額と納付期限をお知らせします。

4 特例納付保険料の納付

- ・ 事業主の方は、労働局から送付された納入告知書により、指定された納付期限内に、特例納付保険料を納付します。

◎ 関連条文

○ 雇用保険法（昭和49年12月28日法律第106号）（抄）

第22条 （第1項から第4項） 略

- 5 次に掲げる要件のいずれにも該当する者（第一号に規定する事実を知っていた者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一 その者に係る第七条の規定による届出がされていなかったこと。

二 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年12月9日法律第84号）（抄）

第26条 雇用保険法第二十二条第五項に規定する者（以下この項において「特例対象者」という。）を雇用していた事業主が、第四条の規定により雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、第四条の二第一項の規定による届出をしていなかった場合には、当該事業主（当該事業主の事業を承継する者を含む。以下この条において「対象事業主」という。）は、特例納付保険料として、対象事業主が第十五条第一項の規定による納付する義務を履行していない一般保険料（同法第十四条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであつて、その徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の額（雇用保険率に應ずる部分の額に限る。）のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

- 2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。
- 3 対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。
- 4 政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。
- 5 対象事業主は、第三項の規定による申出を行つた場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。